

2013 年 11 月 19 日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 288 号 ）

国家外貨管理局、 一部地域で「外保内貸」を開放 中小企業の資金調達を側面支援

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2013 年 10 月 28 日付で『一部の地域で小額の国外担保・国内貸付業務を試行することに関連する外貨管理問題についての通達』（匯発[2013]40 号、以下『40 号通達』という）を公布しました。中国内の企業が国外企業の担保保証を得て、国内の銀行から貸付や与信枠を受ける「国外担保・国内貸付」（いわゆる「外保内貸」）業務について、一年度内の借入額が 5000 万元を超えない範囲において、国内企業（外商投資を含む）が外債借入枠に縛られず「外保内貸」契約を締結できることを明記しています。『40 号通達』の宛先が広東省、浙江省、福建省、深圳市の外貨管理局分局となっていることから、新政策はこの 3 省 1 市において試行されている模様です。

□ 担保履行も外債登記が不要に

外債借入に係る手続や制限を定めた『外債登記管理弁法』（匯発[2013]19 号）¹は、「外保内貸」について外商投資企業と内資企業で異なる管理を規定しています。外商投資企業は当事者間で自由に「外保内貸」契約を締結できますが、国外担保の履行が発生した場合、その担保履行額が投注差管理に組み込まれます（第 19 条）。一方、内資企業の場合、事前に外貨管理局で「外保内貸」の限度額を申請し、認可された限度額内で「外保内貸」契約を締結しなければなりま

『外債登記管理弁法』

第19条 外商投資企業が行う国内借入で国外担保を受ける場合、国外担保人、債権者と担保契約を直接締結することができる。

国外担保の履行が発生した場合、その担保履行額は外商投資企業の外債規模管理に組み入れなければならない。

第20条 中国資本企業が行う国内借入で国外担保を受ける場合、事前に所在地の外貨管理局で国外担保・国内貸付の限度額を申請しなければならない。

中国資本企業は、外貨管理局が確定した限度額内で担保契約を直接締結することができる。

¹ 『外債登記管理弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 261 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.261.pdf

せん（第 20 条）。また、外資・内資を問わず、担保履行の際は外貨管理局にて外債登記を行う必要があります（第 18 条）。

『40 号通達』には、一定の範囲内で企業の「外保内貸」を開放し、中小企業の資金調達を側面支援する狙いがあります。借入を行う国内企業（外商投資を含む）の条件として、①「**一年度内の「外保内貸」を利用した借入契約総額が 5000 万元相当額を超えないこと**、②「**外保内貸」を利用した借入の未返済元本額がいかなる時点においても当該企業の前年末の純資産を超えないこと**、を求めている（第 2 条）ほか、借入金の使用範囲を「企業経営範囲内の正常な生産経営支出」に限定しています（第 3 条）。また、『40 号通達』は貨物貿易外債管理における B 類、C 類企業には新政策を適用しないとしています（第 17 条）。

今回の試行において「外保内貸」契約を締結した場合、貸付銀行は外貨管理局に「小額の国外担保・国内貸付業務コンプライアンス届出表」を提出しなければなりません（第 4 条）。また、実際に担保履行が発生した場合、銀行は外貨管理局に担保履行認可手続を申請しなければなりません（第 9 条）が、担保履行で発生した外債は国内企業の短期外債限度額を占有せず、国内企業も外債登記手続を行う必要はないとしています（第 11 条）。ただし、企業は国外の担保人に債務を返済するまで、新たな「外保内貸」を取り扱うことができません（第 13 条）。

＊

『40 号通達』の詳細については、3 ページからの日本語仮訳および 7 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

**国家外貨管理局
匯発[2013]40号
一部の地域で小額の国外担保・国内貸付業務を
試行することに関連する外貨管理問題についての通達**

国家外貨管理局広東・浙江・福建省分局、深圳市分局：

中小企業の融資困難を緩和し、中小企業の発展を支持し、資本項目の利便化を促進するため、国家外貨管理局は貴分局の所轄地域で国内企業の小額の国外担保・国内貸付業務に係る外貨管理政策を試行することを決定した。ここに関連事項について以下のように通知する。

- 1、 小額の国外担保・国内貸付とは、国外機構もしくは個人が担保（保証、抵当、質権設定等）を提供する条件において、国内企業が国内金融機関から一定金額の人民元・外貨貸付もしくは与信限度額を取得することを指す。
- 2、 国内企業が行う以下の条件に合致する小額の国外担保・国内貸付業務は、国外機構もしくは個人、国内金融機関と直接、国外担保・国内貸付契約を締結することができる。
 - (1) 1 西暦年内における 1 企業の小額の国外担保・国内貸付に係る貸付契約総金額が 5000 万人民币相当を超えないこと、
 - (2) いかなる時点においても、小額の国外担保・国内貸付に係る貸付の未返済元本残高が当該企業の前年末の純資産を超えないこと。
- 3、 小額の国外担保・国内貸付に係る借入資金の使用範囲は、企業経営範囲内の正常な生産経営支出のみに限る。小額の国外担保・国内貸付契約は、国家の関連法律・法規に合致していなければならない。
- 4、 国内企業が小額の国外担保・国内貸付業務を行うとき、貸付を実行する国内金融機関は本通達の実行に基づき企業に対して真実性およびコンプライアンス性の審査義務を履行し、合わせて契約締結後に『小額の国外担保・国内貸付業務コンプライアンス届出表』（以下『届出表』という、付属文書を参照）を記入しなければならない。国内金融機関は、毎月初め 10 営業日以内に所在地の外管局に集中届出し、合わせて関連資料を保管して検査に備えなければならない。
- 5、 外管局は、国内金融機関の届出資料を受け取った後、『届出表』にある「外管局捺印」の欄に受理人員の氏名および受理日を署名し、合わせて外管局資本項目業務の印章を捺印しなければならない。外管局的捺印を経た『届出表』は、国内金融機関が規定に基づき外管局で届出を行った証憑

である。『届出表』1式2部は、それぞれ外管局と国内金融機関が保管する。

- 6、 国内金融機関のコンプライアンス届出情報に誤りがある、または契約の主要条項に変更が発生した場合、外管局にあらためて届け出なければならない。『届出表』の「補注」に変更内容を説明し、合わせて「変更」の文字を注記する。
- 7、 国内金融機関が規定に基づき関連審査義務を履行せず、関連情報を偽って報告、報告間違いした、または審査過程にある、保管している審査資料に明らかな瑕疵が存在する場合、外管局は国内金融機関に相応の責任を追及しなければならない。企業が事実どおりに告知する義務を履行せず、小額の国外担保・国内貸付業務に規定違反が発生した場合、企業に相応の責任を追及しなければならない。
- 8、 国内金融機関は、『国家外貨管理局による国内銀行の資本項目データ送付の規範化に関する通達』（匯発[2012]36号）の要求に基づき、遅滞なく資本項目情報システムを通じて小額の国外担保・国内貸付データ（すべての企業を含む）を報告し、合わせて「中国資本企業の国外担保に係る貸付業務批准文書番号」の欄に統一して「SA」の文字を記入しなければならない。
- 9、 小額の国外担保・国内貸付で担保履行が発生した場合、国内金融機関は外管局に担保履行認可手続を申請しなければならない。履行を申請するとき、国内金融機関は以下の資料を提出しなければならない。
 - (1) 申請書、
 - (2) 外管局の捺印を経た『届出表』
 - (3) 担保契約および担保に係る主債務契約、
 - (4) 国内金融機関が国外担保人に発行する履行通知書、
 - (5) 前述の資料に対して提供しなければならない補充説明。

外管局は、上述資料の真実性、コンプライアンス性および一致性を審査した後、国内金融機関のために認可文書を発行する。国内金融機関は、担保履行認可手続を申請する前に、まず自行で担保履行金額を受け取ることができる。

- 10、 外管局の認可を経た後、国内金融機関は通貨種類対応原則に基づき、自行で担保履行金額の通貨種類の転換を行うことができる。国内金融機関は、国内企業に当該新借入外債について国際収支申告手続を行うよう通知しなければならない。
- 11、 小額の国外担保・国内貸付に係る担保履行発生で生じた対外債務は、分局地域の短期外債残高指

標および国内企業の短期外債限度額を占有しない。国内企業は、外債登記手続を行う必要はない。

- 12、国内金融機関は、担保履行認可文書を受け取った後、当該認可文書のコピー（国内金融機関の業務印章を捺印）を国内債務者に郵送しなければならない。国内債務者が対外返済を行う必要があるとき、当該コピーにより自ら銀行で国外担保人に対する返済手続を行い、合わせて当該外債の元利返済について国際収支申告手続を行わなければならない。
- 13、小額の国外担保・国内貸付において担保履行が発生した場合、国内企業は国外担保人に対する返済が完了する前に、新たな小額の国外担保・国内貸付業務を行ってはならない。
- 14、外管局資本項目管理部門は、小額の国外担保・国内貸付の担保履行を認可するとき、外貨管理規定に違反する行為を発見し、かつさらに検査処理する必要がある場合、まず外貨検査部門に規定違反問題を移送し、しかる後に担保履行認可手続を行わなければならない。
- 15、国内金融機関が本通達第4条第2項、第6条、第8条の規定に違反した場合、『中華人民共和国外貨管理条例』（国务院令第532号、以下『条例』という）第48条に基づき処罰を行い、本通達第4条第1項、第9条の規定に違反した場合、『条例』第47条に基づき処罰を行う。国内企業が本通達第3条の規定に違反し、外貨借入資金を企業の経営範囲に基づく正常な生産経営使用を行わなかった場合、『条例』第44条に基づき処罰を行い、本通達第12条の規定に違反して対外支払した、または同一の担保履行認可文書により対外的に重複支払した場合、『条例』第39条に基づき処罰を行う。本通達に違反するその他の行為は、『条例』の関連規定に基づき処罰を行う。
- 16、国内企業が新たに行った国外担保・国内貸付業務が本通達第2条の規定に合致しない場合、例えば新たに行った国外担保・国内貸付業務で当年度の契約額が規定限度額を超えてしまった、または新たな引出が発生した後、国外担保・国内貸付業務に係る貸付の未返済元本残高が規定の比率を超えてしまった等、『国家外貨管理局による「外債登記管理弁法」の発布に関する通達』（匯発[2013]19号）の関連規定に基づき手続を行わなければならない。
- 17、外管局が貨物貿易外貨管理の関連法規に基づき確定したB類、C類企業は、本通達を適用しない。
- 18、貴分局は、四半期ごとに遅滞なく小額の国外担保・国内貸付業務手続状況を国家外貨管理局資本項目管理司に報告しなければならない。

付属文書：小額の国外担保・国内貸付業務コンプライアンス届出表

国家外貨管理局
2013年10月28日

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发〔2013〕40号
关于在部分地区试行小额外保内贷业务有关外汇管理问题的通知

国家外汇管理局广东、浙江、福建省分局，深圳市分局：

为缓解中小企业融资困难，支持中小企业发展，促进资本项目便利化，国家外汇管理局决定在你分局所辖地区试行境内企业小额外保内贷业务外汇管理政策。现就有关事项通知如下：

- 一、 小额外保内贷是指在境外机构或个人提供担保（保证、抵押、质押等）的条件下，境内企业从境内金融机构取得一定金额的本外币贷款或授信额度。
- 二、 境内企业办理符合以下条件的小额外保内贷业务，可直接与境外机构或个人、境内金融机构签订外保内贷合同：
 - （一） 一个日历年内单家企业小额外保内贷项下贷款签约总金额不超过等值 5000 万元人民币；
 - （二） 在任一时点，小额外保内贷项下贷款未偿本金余额均不超过该企业上年末净资产。
- 三、 小额外保内贷项下借款资金的使用范围仅限于企业经营范围内的正常的生产经营开支。小额外保内贷合同应符合国家相关法律法规。
- 四、 境内企业办理小额外保内贷业务时，发放贷款的境内金融机构应按照本通知要求对企业履行真实性和合规性审核义务，并在签约后填制《小额外保内贷业务合规备案表》（以下简称《备案表》，见附件）。境内金融机构应在每月初 10 个工作日内向所在地外汇局集中备案，并留存相关材料备查。
- 五、 外汇局收到境内金融机构备案材料后，应在《备案表》中“外汇局签章”一栏签署受理人员姓名和受理日期，并加盖外汇局资本项目业务印章。经外汇局签章的《备案表》是境内金融机构已按规定到外汇局办理备案的凭证。《备案表》一式两份，分别由外汇局和境内金融机构留存。
- 六、 境内金融机构合规备案信息有误或合同主要条款发生变更的，应向外汇局重新备案，在《备案表》的“备注”中说明变更内容，并注明“变更”字样。
- 七、 境内金融机构未按规定履行相关审核义务，谎报、错报相关信息，或审核程序、留存的审核材料存在明显瑕疵的，外汇局应追究境内金融机构相应责任。企业未履行如实告知义务，导致小额外

保内贷业务发生违规的，应追究企业相应责任。

八、 境内金融机构应根据《国家外汇管理局关于规范境内银行资本项目数据报送的通知》（汇发[2012]36号）要求，及时通过资本项目信息系统上报小额外保内贷数据（包括所有企业），并在“中资企业境外担保项下贷款业务批准文件号”一栏中统一填写“SA”字样。

九、 小额外保内贷项下发生担保履约的，境内金融机构应向外汇局申请办理担保履约核准手续。申请履约时，境内金融机构应提交以下材料：

- （一）申请书；
- （二）经外汇局盖章的《备案表》；
- （三）担保合同和担保项下主债务合同；
- （四）由境内金融机构对境外担保人出具的履约通知书；
- （五）针对前述材料应当提供的补充说明。

外汇局在审核上述材料的真实性、合规性及一致性后，为境内金融机构出具核准文件。境内金融机构在申请办理担保履约核准手续前，可先自行收妥担保履约款项。

十、 经外汇局核准后，境内金融机构可根据币种匹配原则自行办理担保履约款的币种转换。境内金融机构应通知境内企业就该笔新借外债办理国际收支申报手续。

十一、 因小额外保内贷项下发生担保履约产生的对外债务，不占用分局地区短期外债余额指标和境内企业的短期外债额度，境内企业无须办理外债登记手续。

十二、 境内金融机构收到担保履约核准件后，应将该核准件的复印件（加盖境内金融机构业务印章）寄送给境内债务人。境内债务人需要办理对外还款时，应凭该复印件自行到银行办理对境外担保人的还款，并就该笔外债还本付息办理国际收支申报手续。

十三、 小额外保内贷项下发生担保履约的，境内企业在未完成对境外担保人还款前，不得办理新的小额外保内贷业务。

十四、 外汇局资本项目管理部门在核准小额外保内贷担保履约时，如发现违反外汇管理规定的行为且需要进一步检查处理的，应先向外汇检查部门移交违规问题，然后办理担保履约核准手续。

十五、 境内金融机构违反本通知第四条第二款、第六条、第八条规定的，依据《中华人民共和国外汇管理条例》（国务院令第532号，以下简称《条例》）第四十八条进行处罚；违反本通知第四条第

一款、第九条规定的，依据《条例》第四十七条进行处罚。境内企业违反本通知第三条规定，外币借款资金未按企业经营范围进行正常生产经营使用的，依据《条例》第四十四条进行处罚；违反本通知第十二条规定对外付款，或凭同一担保履约核准件对外重复付汇的，依据《条例》第三十九条进行处罚。其他违反本通知的行为，按《条例》有关规定进行处罚。

十六、 境内企业新办理的外保内贷业务不符合本通知第二条规定的，如新办理的外保内贷业务导致当年度签约额超出规定限额，或发生新提款后将导致外保内贷项下贷款未偿本金余额超出规定比例等，应按照《国家外汇管理局关于发布〈外债登记管理办法〉的通知》（汇发[2013]19号）的相关规定办理。

十七、 外汇局按照货物贸易外汇管理相关法规确定的 B、C 类企业，不适用本通知。

十八、 你分局应按季度及时将小额外保内贷业务办理情况报送国家外汇管理局资本项目管理司。

附件：小额外保内贷业务合规备案表

国家外汇管理局
2013 年 10 月 28 日